委　任　状

宗像市長　あて

下記の理由により来庁できませんので、代理人に印鑑登録に関する一切の権限を委任します。

注　全ての欄を印鑑登録をする本人（委任者）が記入し、署名押印してください

委任日		令和　　年　　月　　日（この委任状を作成した日）	
来庁できない理由		あなた（委任者）が来庁できない理由を、具体的に記入してください。	
委任者	**住所**	宗像市 ※アパート名、部屋番号も省略せずに記入してください	
	フリガナ	登録する印鑑で押印してください	**生年月日**
	氏名	印	（明・大・昭・平） 年　月　日
	電話（連絡先）	※必要に応じてご連絡をさせていただく場合がありますので、平日8:30～17:00の間に連絡がとれる電話番号をご記入ください （自宅）　－　－　（勤務先・携帯等）　－　－	
代理人	**住所**	※アパート名、部屋番号も省略せずに記入してください	
	フリガナ		**生年月日**
	氏名		（明・大・昭・平） 年　月　日
	電話（連絡先）	（自宅）　－　－　（勤務先・携帯等）　－　－	
	続柄	代理人は、私（委任者）からみて（　　）にあたる。	

記入上の注意

1．代理人欄を含め、**全ての欄を印鑑登録する本人（委任者）が記入し、署名押印して下さい**。
2．委任者の印は、登録する印鑑で鮮明に押印して下さい。
3．続柄が2親等以上になる場合や「義理の何某」となるような場合は、「父の妹の長男」「長男の妻」など、直接的なつながりがわかるように記入してください
　例えば祖父といっても父方、母方とありますので、「何方の祖父」という書き方か、「父の父」、「母の父」といった書き方でお願いします。
4．委任に必要な項目が整っていれば、別の用紙を使用して頂いても構いません。

《 印鑑登録の手順 》

① 申請

下記のものを持参し、市民課窓口で印鑑登録を申請してください。

本人が窓口に来て申請する場合

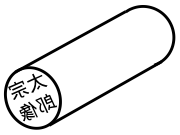

登録したい**印鑑**

印鑑登録申請書（本人用）を記入

代理人が窓口に来て代理で申請をする場合

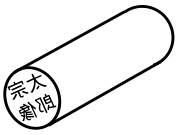

登録したい**印鑑**

本人が作成した**委任状**
（裏面の様式をご利用ください）

印鑑登録申請書（代理人用）を記入

② 照会

住民票の住所へ
転送不要で送付

申請を受け付けた後、印鑑登録の意思の再確認、及び架空の印鑑登録を防止するため、**市役所から本人宛てに「照会書」を郵送します。**

③ 確認

照会書の内容をよくお読みになって、間違いがなければ、
「回答書」欄に必ず本人が、登録する印鑑で署名押印してください。

下記④の回答書等の持参を代理人に依頼する場合は、
「代理権授与通知書」欄にも、必ず登録する本人が記載してください。

④ 回答

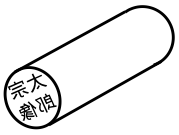

登録したい**印鑑**

既に記入・押印された
上記③の**回答書**

窓口に来た方
（本人又は代理人）
の**身分証明書**

左記のものを再度、①で申請した窓口までご持参ください。
身分証明書は下記に説明のある
「※本人確認に有効な身分証明書」
又は**「健康保険証」**になります。
なお回答期限を定めております。
期限を過ぎますと申請そのものが無効となりますので、ご注意ください。

⑤ 交付

印鑑登録証を交付します

（注） 窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際は、
必ず印鑑登録証をご持参ください。

本人が自ら来庁し申請する場合において、次の条件に当てはまる場合は、照会書の郵送を省略し、即日の印鑑登録ならびに印鑑証明書の発行が可能です。

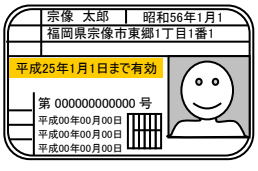

印鑑登録者本人の
「※本人確認に有効な身分証明書」の提示があった場合。

または

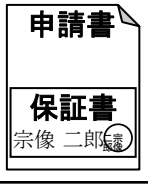

宗像市において既に印鑑登録をしている人が申請書の保証書欄に実印で署名押印し、「申請者が本人に相違ない」ことを保証している場合。

※本人確認に有効な身分証明書

運転免許証やパスポート、身体障害者手帳など、**「官公署の発行した顔写真付きの身分証明書（有効期限内のものに限る）」**のことです。保険証や預金通帳などは、顔写真がないので、印鑑登録の即日交付に有効な身分証明書としてはご利用できません。

問い合わせ先

宗像市役所　市民課　　☎36-1126 FAX 34-2003
または大島行政センター ☎72-2211 FAX 72-2821